

一宮市教育委員会専決規則の一部改正について

一宮市教育委員会専決規則の一部改正について、別紙案を添えて教育委員会の審議に付します。

令和 2 年 3 月 1 8 日

一宮市教育委員会
教育長 高 橋 信 哉

提案理由

地方公務員法及び地方自治法の一部改正による会計年度任用職員制度の導入に伴い、一宮市教育委員会専決規則の一部を改正するため、本案を提出します。

一宮市教委規則第 号

一宮市教育委員会専決規則の一部を改正する規則

一宮市教育委員会専決規則(昭和51年一宮市教育委員会規則第11号)の一部を次のように改正する。

別表人事管理の項中

「

嘱託職員の任免	○		総務部長合議
臨時職員の雇用、解雇		○	人事課長合議

」を

「

会計年度任用職員の任用、解任		○	人事課長合議
----------------	--	---	--------

」に改める。

付 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

一宮市教育委員会専決規則(昭和51年一宮市教育委員会規則第11号)新旧対照表

現行	改正案
別表(第2条関係) 【別記1 参照】	別表(第2条関係) 【別記1 参照】

【別記1】

現行

事務の種類	専決事項	教育長	部長	課長	その他
人事管理	嘱託職員の任免	○			総務部長合議
	臨時職員の雇用、解雇		○		人事課長合議
	勤務評定の実施決定		○		
	部長及び次長の欠勤承認並びに部長の休暇の付与	○			総務部長合議
	課長等の欠勤承認		○		総務部長合議
	専任課長等以下の欠勤承認			○ 総	人事課長合議
	課長等以上の職務専念義務免除	○			総務部長合議
	専任課長等以下の職務専念義務免除			○ 総	人事課長合議
	地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号。以下「育児休業法」という。)第2条に規定する育児休業の承認	○			総務部長合議
	部長及び次長の育児休業法第19条に規定する部分休業の承認	○			総務部長合議
	課長等以下の育児休業法第19条に規定する部分休業の承認		○		総務部長合議
	定期昇給			○ 総	人事課長合議
	定例的な諸手当の認定			○ 総	人事課長合議
	課長等以上の退職手当の裁定	○			総務部長合議
	専任課長等以下の退職手当の裁定			○ 総	人事課長合議

改正案

事務の種類	専決事項	教育長	部長	課長	その他
人事管理	会計年度任用職員の任用、解任		○		人事課長合議
	勤務評定の実施決定		○		
	部長及び次長の欠勤承認並びに部長の休暇の付与	○			総務部長合議
	課長等の欠勤承認		○		総務部長合議
	専任課長等以下の欠勤承認			○ 総	人事課長合議

課長等以上の職務専念義務免除	○				○	総務部長合議
専任課長等以下の職務専念義務免除					○	人事課長合議
地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号。以下「育児休業法」という。)第2条に規定する育児休業の承認	○					総務部長合議
部長及び次長の育児休業法第19条に規定する部分休業の承認	○					総務部長合議
課長等以下の育児休業法第19条に規定する部分休業の承認			○			総務部長合議
定期昇給					○	人事課長合議
定例的な諸手当の認定					○	人事課長合議
課長等以上の退職手当の裁定	○					総務部長合議
専任課長等以下の退職手当の裁定					○	人事課長合議

略

一宮市公民館長の解嘱及び一宮市連区公民館長の委嘱について

一宮市公民館長の解嘱及び一宮市連区公民館長の委嘱について、別紙案を添えて教育委員会の審議に付します。

令和2年3月18日

一宮市教育委員会
教育長 高橋 信哉

提案理由

公民館長辞職のため、一宮市公民館設置及び管理に関する条例第2条の規定により、本案を提出します。

1. 一宮市公民館長 解嘱該当者

(解嘱日 令和2年3月31日)

氏名	性別	生年月日	住所	備考
こづか としひろ 小塚 俊博				令和2年3月31日付での辞任届が提出されたため
おがわ もとお 小河 元男				

2. 一宮市連区公民館長 委嘱候補者

氏名	性別	生年月日	住所	備考	新任 再任
ひらまつ のりお 平松 憲雄				朝日連区地域づくり協議会会長より推薦	新
おおた たかこ 太田 孝子				木曾川連区町会長代表者より推薦	新

3. 委嘱期間

令和2年4月1日から令和3年3月31日

※一宮市公民館設置及び管理に関する条例第2条の規定に基づく前任者の残任期間

一宮市連区公民館長名簿

令和2年4月1日現在

地区名	氏名
宮西	もり まさあき 森 雅昭
貴船	おかにし ひでゆき 岡西 英之
神山	ひおき まさお 日置 雅夫
大志	いとう たかし 伊藤 孝司
向山	むらかみ たかお 村上 隆雄
富士	いとう としひで 伊藤 俊英
葉栗	こじま ひろかず 小島 博和
西成	ひおき こうぞう 日置 剛三
丹陽	いわた れいじ 岩田 禮仁
浅井	おおの しろう 大野 史郎
北方	いわた つねお 岩田 常夫
大和	うちだ しげる 内田 茂
今伊勢	のだ みつお 野田 満男
奥	いまえだ ひでゆき 今枝 秀之
萩原	かいげん ゆきお 開現 幸雄
千秋	はせがわ たけし 長谷川 武
起	いしがき ひでみつ 石垣 栄三
小信 中島	しばた こうじ 柴田 幸二
三条	たなか まさひと 田中 正人
大徳	みずたに たつお 水谷 龍雄
朝日	ひらまつ のりお 平松 憲雄
開明	すぎもと さとる 杉本 智
木曾川	おおた たかこ 太田 孝子

新任

新任

第21号議案

一宮市社会教育委員及び一宮市公民館運営審議会委員の委嘱について

一宮市社会教育委員及び一宮市公民館運営審議会委員の委嘱について、別紙案を添えて教育委員会の審議に付します。

令和2年3月18日

一宮市教育委員会

教育長 高橋 信哉

提案理由

任期満了に伴う改選のため、社会教育法第15条及び第30条の規定により、本案を提出します。

1. 一宮市社会教育委員及び一宮市公民館運営審議会委員 委嘱候補者

氏名	備考	新任 再任
うかい かずし 鵜飼 和司	有識者	再
みさわ けんいち 三沢 建一	学識経験者	新
ますかわ こういち 益川 浩一	学識経験者	再
すぎやま かつじ 杉山 勝治	有識者	再
おおしま みちこ 大島 美智子	有識者	再
おがわ のりこ 小川 典子	有識者	再
まぶち ひろし 馬渕 博	有識者	再
すぎもと さとる 杉本 智	一宮市連区公民館長 連絡協議会	再
おぜき かつこ 尾関 勝子	一宮市地域女性団体 連絡会	再
ふわ ひろし 不破 皓	一宮市芸術文化協会	再
おおたけ みきお 大竹 幹雄	一宮市スポーツ協会	再
うちだ きよし 内田 清	一宮市児童育成連絡 協議会	再
こんどう あさこ 近藤 朝子	一宮市小中学校 PTA 連絡協議会母親代表会	再
みやざき はつみ 宮崎 初美	子育てネットワーカー	再

2. 委嘱期間

令和2年4月1日から令和4年3月31日まで

○社会教育法

(昭和二十四年六月十日 法律第二百七号)

(社会教育委員の設置)

第十五条 都道府県及び市町村に社会教育委員を置くことができる。

2 社会教育委員は、教育委員会が委嘱する。

(公民館運営審議会)

第三十条 市町村の設置する公民館にあっては、公民館運営審議会の委員は、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者の中から、市町村の教育委員会が委嘱する。

2 前項の公民館運営審議会の委員の定数、任期その他必要な事項は、市町村の条例で定める。

○一宮市社会教育委員の定数等に関する条例

(昭和 25 年 1 月 27 日 条例第 3 号)

第 1 条 社会教育法(昭和 24 年法律第 207 号)第 15 条の規定に基づき、本市に一宮市社会教育委員(以下「委員」という。)を置く。

第 2 条 委員の定数は、15 名以内とする。

第 3 条 委員の任期は、2 年とする。ただし、重任を妨げない。

第 4 条 委員に欠員を生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

○一宮市公民館設置及び管理に関する条例

(昭和 30 年 4 月 1 日 条例第 18 号)

第 3 条 法第 29 条第 1 項の規定に基づき、公民館運営審議会を置く。

2 公民館運営審議会委員(以下「委員」という。)の定数は、15 名以内とする。

3 委員の任期は、2 年とする。ただし、再任を妨げない。

4 委員に欠員を生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

一宮市スポーツ推進委員の委嘱について

一宮市スポーツ推進委員の委嘱について、別紙案を添えて教育委員会の審議に付します。

令和 2 年 3 月 1 8 日

一宮市教育委員会
教育長 高 橋 信 哉

提案理由

任期満了に伴う改選のため、スポーツ基本法第 3 2 条第 1 項の規定及び一宮市スポーツ推進委員に関する規則により本案を提出します。

1. 一宮市スポーツ推進委員 委嘱候補者

氏 名	備 考	新任 再任
あだち よしお 足立 好男	宮西連区	再
たじま みつこ 田島 美津子	〃	再
みずの けんじ 水野 賢治	〃	再
まるお ともこ 丸尾 智子	〃	新
たかぎ あいこ 高木 愛子	貴船連区	再
もり かつり 森 克典	〃	再
ふくだ よしのぶ 福田 好伸	〃	再
くや きみこ 國谷 喜美子	〃	新
まつもと たけし 松本 竹志	神山連区	再
みずたに たかこ 水谷 貴子	〃	再
もりかず かよこ 森数 佳代子	〃	再
さとう とよはる 佐藤 豊治	〃	新
かわかみ よしてる 河上 芳輝	大志連区	再
もり ひろし 森 博史	〃	再
もりした むつこ 森下 睦子	〃	再
ひらばやし けいこ 平林 圭子	〃	再
しみず よしとも 清水 美知	向山連区	再

氏 名	備 考	新任 再任
は せ べ ふみえ 長谷部 文恵	向山連区	再
みうら のりこ 三浦 紀子	〃	再
う かい たつろう 鵜飼 辰郎	〃	新
おおたき としえ 大瀧 敏恵	富士連区	再
いいもり ま み こ 飯盛 満美子	〃	再
いしだ たくみ 石田 巧	〃	再
かねこ みのる 金子 稔	〃	新
おおた のぶお 太田 伸生	葉栗連区	再
さとう ひろみ 佐藤 洋美	〃	再
まつばら すすむ 松原 進	〃	再
う かい あ き こ 鵜飼 亜紀子	〃	再
おおもり けいすけ 大森 啓介	西成連区	再
みやなぎ まなぶ 三柳 学	〃	再
かわで 川出 みどり	〃	再
にしむら よしじ 西村 嘉二	〃	再
あんざい つよし 安齋 剛志	〃	再
こばやし まさき 小林 昌樹	〃	再
たかの ようたろう 高野 陽太郎	〃	再

氏 名	備 考	新任 再任
やまかわ ちはる 山川 千晴	西成連区	再
こいけ めぐみ 古池 恵	〃	再
はせがわ みつひこ 長谷川 光彦	〃	新
ほその まさみ 細野 将己	丹陽町連区	再
にしくぼ なみこ 西久保奈美子	〃	再
くわやま のりこ 桑山 典子	〃	再
なかがわ たかよし 中川 隆好	〃	再
くまざき たかやす 熊崎 孝泰	〃	再
たかはし ひろとし 高橋 広敏	浅井町連区	再
ごとう れいこ 後藤 令子	〃	再
いわた りかこ 岩田 利加子	〃	再
よしだ こうじ 吉田 幸次	〃	再
むらかみ まき 村上 麻希	〃	再
みぞぐち せいじ 溝口 誠治	〃	新
きむら あきよし 木村 彰良	北方町連区	再
いまい やよい 今井 弥生	〃	再
やまだ よしはる 山田 義治	〃	再
こんどう ゆきこ 近藤 幸子	〃	新

氏 名	備 考	新任 再任
うかい え 鵜飼 ゆき江	大和町連区	再
まつえ ひろみ 松江 博美	〃	再
にみや あきまさ 二宮 昭正	〃	再
かとう れいこ 加藤 礼子	〃	再
しばた まさやす 柴田 正康	〃	再
みずたに よしゆき 水谷 好之	〃	再
い だ はじめ 井田 肇	〃	再
おぜき たかし 小関 貴士	〃	再
かわべ さ よ 河邊 三代	〃	再
ほり みゆき 堀 美幸	今伊勢町連区	再
ち ば ともはる 千葉 知治	〃	再
か ち たかのり 可知 孝典	〃	新
ふじもと たかこ 藤本 隆子	〃	新
あんどう たかとし 安藤 孝俊	奥町連区	再
もり ち え こ 森 千恵子	〃	再
おざわ あきよ 小澤 晃代	〃	再
まつい やすあき 松井 康明	〃	再
あずま あけみ 東 明美	萩原町連区	再

氏 名	備 考	新任 再任
もり まさる 森 優	萩原町連区	新
たかだ けんじ 高田 研二	〃	新
のいり かずひろ 野杵 一弘	〃	新
かとう こ 加藤 さよ子	〃	新
ま の よしひろ 眞野 良博	千秋町連区	再
かねこ かつこ 金子 勝子	〃	再
いとう 伊藤 ひろみ	〃	再
うしやま のりこ 牛山 典子	〃	再
かすがい さとし 春日井 聡	起連区	再
みぞぐち 溝口 しおり	〃	再
こづか みのる 小塚 実	〃	再
はまだ み か 濱田 美香	〃	再
つねかわ よしひろ 恒川 義弘	小信中島連区	再
こじま な な こ 小島 菜菜子	〃	再
えもり わたる 江森 渉	〃	再
うちだ ひるみ 内田 広美	〃	再
たにだ しょうこ 谷田 昇子	三条連区	再
ふじたに さ ち こ 藤谷 佐知子	〃	再

氏 名	備 考	新任 再任
いわた いくのぶ 岩田 育信	三条連区	新
くわばら ひろあき 桑原 啓彰	〃	新
やまだ ようへい 山田 洋平	大徳連区	再
しらいし かつのり 白石 勝則	〃	再
すずき あきお 鈴木 章夫	〃	再
ないとう よしえ 内藤 芳江	〃	新
おぐら まさなお 小椋 政直	朝日連区	再
はぎわら もとかず 萩原 基一	〃	再
みずの あいみ 水野 愛美	〃	再
はすい ま み 蓮容 真美	〃	再
こしの さとみ 越野 さとみ	開明連区	再
こやま ようこ 小山 陽子	〃	再
わたなべ たかし 渡部 孝	〃	再
まつなが しょういち 松永 章市	〃	再
ふくい ま す お 福井 万寿夫	木曾川町連区	再
あだち たみひろ 安達 民宏	〃	再
しくま ま ゆ み 四熊 麻由美	〃	再
やまうち ま ち こ 山内 真知子	〃	再

氏 名	備 考	新任 再任
みずの やすよし 水野 泰嘉	木曾川町連区	再
にし えいき 西 栄樹	〃	再
たかみどう ともなり 高御堂 智也	〃	再
みやざき はつみ 宮崎 初美	〃	再
あんどう み か 安藤 美香	〃	新

2. 委嘱期間

令和2年4月1日から令和4年3月31日まで

スポーツ基本法（平成 23 年法律第 78 号）（条文）【抜粋】

第四章 スポーツの推進に係る体制の整備

（スポーツ推進委員）

第三十二条 市町村の教育委員会（特定地方公共団体にあつては、その長）は、当該市町村におけるスポーツの推進に係る体制の整備を図るため、社会的信望があり、スポーツに関する深い関心と理解を有し、及び次項に規定する職務を行うのに必要な熱意と能力を有する者の中から、スポーツ推進委員を委嘱するものとする。

2 スポーツ推進委員は、当該市町村におけるスポーツの推進のため、教育委員会規則（特定地方公共団体にあつては、地方公共団体の規則）の定めるところにより、スポーツの推進のための事業の実施に係る連絡調整並びに住民に対するスポーツの実技の指導その他スポーツに関する指導及び助言を行うものとする。

3 スポーツ推進委員は、非常勤とする。

○一宮市スポーツ推進委員に関する規則【抜粋】

昭和37年2月20日

教委規則第1号

(趣旨)

第1条 この規則は、スポーツ基本法(平成23年法律第78号)第32条第2項の規定に基づくスポーツ推進委員の職務その他スポーツ推進委員に関し必要な事項を定めるものとする。

(平23教委規則4・一部改正)

(職務)

第2条 スポーツ推進委員は、一宮市民のスポーツの振興に関し、その分担する地域又は事項について、次の職務を行う。

- (1) 市民の求めに応じてスポーツの実技の指導を行うこと。
- (2) 市民のスポーツ活動の促進のための組織の育成を図ること。
- (3) 学校、公民館等の教育機関その他行政機関の行うスポーツの行事又は事業に関し協力すること。
- (4) スポーツ団体その他の団体の行うスポーツに関する行事又は事業に関し求めに応じ協力すること。
- (5) 市民一般に対し、スポーツについての理解を深めること。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市民のスポーツの振興のための指導及び助言を行うこと。

2 前項の規定によりスポーツ推進委員が分担する地域又は事項は、教育長が定める。

(平23教委規則4・一部改正)

(定数)

第3条 スポーツ推進委員の定数は、117名以内とする。

(平17教委規則27・平22教委規則6・平23教委規則4・一部改正)

(任期)

第4条 スポーツ推進委員の任期は、2年とする。ただし、補欠のスポーツ推進委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 教育委員会は、前項の規定にかかわらず、特別の事由があるときは、同項の期間中においてもスポーツ推進委員を解嘱することができる。

3 スポーツ推進委員は、再任されることができる。

(平12教委規則3・平23教委規則4・一部改正)

一宮市三岸節子記念美術館運営協議会委員の委嘱について

一宮市三岸節子記念美術館運営協議会委員の委嘱について、別紙案を添えて教育委員会の審議に付します。

令和2年3月18日

一宮市教育委員会
教育長 高橋 信哉

提案理由

任期満了に伴う委員改選のため、一宮市三岸節子記念美術館運営協議会規則第4条の規定により本案を提出します。

1. 一宮市三岸節子記念美術館運営協議会委員 任命候補者

氏名	備考	新任 再任
いわお 岩尾 ひろし 浩	学校教育関係者 愛知県立起工業高等学校デザイン科 教諭	再任
えもと 江本 なほこ 菜穂子	学識経験者 名古屋造形大学/大学院 特任教授	再任
おおだいら 大平 まさみ 正美	学校教育関係者 一宮市立大和南小学校長	新任
すずき 鈴木 きよみ 清美	家庭教育関係者 元一宮市小中学校PTA連絡協議会母親代表会 会長	再任
たかはし 高橋 しゅうじ 秀治	社会教育関係者 岐阜県現代陶芸美術館長	再任
ひらばやし 平林 きちこ 幸子	社会教育関係者 ミクストメディア作家	再任
ふわ 不破 ひろし 皓	社会教育関係者 一宮市芸術文化協会副会長 一宮市社会教育委員 尾西ウインドオーケストラ会長	再任
わきた 脇田 ようこ 曜子	社会教育関係者 造形作家 元金城学院大学教授	再任

(五十音順)

2. 任命期間

令和2年4月1日から令和4年3月31日まで

一宮市三岸節子記念美術館条例（抜粋）

平成17年3月24日

条例第68号

改正 平成21年6月26日条例第31号

（美術館運営協議会）

第4条 法第20条第1項の規定により、一宮市三岸節子記念美術館運営協議会(以下「協議会」という。)を置く。

- 2 協議会の委員の定数は、8人以内とし、その任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。
- 3 前2項に定めるもののほか、協議会に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。

一宮市教育委員会後援名義の使用について

一宮市教育委員会後援名義の使用について、別紙のとおり申請がありましたので、教育委員会の審議に付します。

令和2年3月18日

一宮市教育委員会
教育長 高橋 信哉

一宮市教育委員会後援名義使用許可基準

(許可基準)

第2条 後援名義の使用の許可は、次の各号のいずれかに該当する事業に対して行うものとする。

- (1) 国又は地方公共団体が主催し、又は後援する事業
- (2) 学校又は学校の連合体が主催する事業
- (3) 市内の公共的団体及びこれに加盟している団体が主催する事業
- (4) 公益法人及びこれに準ずる団体（宗教法人を除く。）が主催する事業
- (5) 次に掲げる団体等が主催する事業で、その内容（入場料、場所、事業内容等）が
適当と認められる事業
 - ア 市内の教育関係団体
 - イ 報道機関（新聞社又は放送局）
 - ウ 国、地方公共団体が補助等をしている団体
- (6) 過去において、教育委員会が後援した実績のある事業
- (7) 前各号に掲げる事業のほか、教育委員会が適当と認めた事業

2 前項の規定にかかわらず、当該事業が次の各号のいずれかに該当する場合は、後援名義の使用を許可しないものとする。

- (1) 営利を目的として行われる事業
- (2) 特定の政党又は宗教団体が主催する事業
- (3) 教育の中立性を損なうおそれのある事業
- (4) 会員制又は会員勧誘を前提とした事業
- (5) 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれのある事業
- (6) 市内全域を対象としない事業
- (7) 一宮市暴力団等の排除に関する条例（平成23年一宮市条例第24号）第2条第1項第1号に規定する暴力団又は同項第2号に規定する暴力団員若しくはこれらと密接な関係を有する者が主催し、又は関与すると認められる事業
- (8) 前各号に掲げる事業のほか、教育委員会が支障があると認めた事業

一宮市教育委員会後援名義使用許可申請

(学校教育課)

受付番号	申請者	事業名	内容	実施日	開催場所	参加料	許可基準
50	青山高等学校 校長 岡島 義信	不登校教育 フォーラム	・不登校児童・生徒をお持ちの保護者の現状、または将来への不安の解消。 ・不登校の原因メカニズムの解説とその解決策、家庭のあり方や子供との信頼関係の築き方などについて話す。 参加者：一宮市及び周辺市町の不登校児童・生徒を抱える保護者、本人、教育関係者など30名程度	令和2年 5月23日(土) 13:30～15:00	アイプラザー一宮 2F 研修室	無料	(2) (6)
51	一宮ジュニアウインドオーケストラ 代表 寛 彰洋	一宮ジュニアウインドオーケストラ定期練習会	・楽器の基礎的な演奏技術の習得 ・コンサートに向けた演奏曲の精度向上を目指す練習会 ・参加者：メンバー(小学5年生～中学3年生)40名、スタッフ31名	令和2年 4月5日～ 令和3年 3月21日の 原則第1、2、3 日曜日 9:00～12:00 計36回	木曾川庁舎 一宮市子ども部 青少年育成課 研修室 他	年会費 5,000円	(6)
52	一宮市消防本部 消防長 西尾 欣孝	第20回中学生と消防音楽隊のふれあいコンサート	・中学生と消防音楽隊による音楽演奏 ・参加者：約200名 ・観覧者：約1000名	令和2年 6月7日(日) 13:30～15:45	一宮市民会館	無料	(1) (6)
53	一般社団法人 明宝ツリズムネット ワークセンター 代表 國田 義道	子どもだけで行く自然体験旅行「冒険キッズ」	[日帰り] ①自由に川泳ぎ ②岩から飛び込み ③魚とり ④浮き輪でウォータースライダー [1泊2日] 日帰りプラン①～④ ⑤ボートからの水中観察 ⑥星空ナイトハイク ・自然の中で遊ぶことにより『想像力・発想力』を身に付ける。 ・清流吉田川で郡上の川遊びを通して自然の大切さを学んでいく。 ・参加者：小学生 ・募集人員：320名(各40名)	[日帰り] 令和2年 7月21日 8月2・5・20日 [一泊二日] 令和2年 7月26～27日 8月4日～5日 11日～12日 21日～22日	岐阜県郡上市 吉田川流域	有料 [日帰り] 11,900円 [1泊2日] 26,900円	(6)
54	名鉄乗馬クラブ・クレイン東海 代表 貫見 圭輔	馬ふれあい&乗馬教室	・馬とのふれあい講習及び乗馬体験(所要約45分) ・参加者：小学1年生～6年生 各日定員6名	令和2年4月15日 ～5月31日 集合時間： 土・日・祝8:00 水・木・金17:00 ※GW期間中4月29日～5月7日は実施せず	名鉄乗馬クラブ・クレイン東海	有料 スポーツ保険料 200円	(7)
55	福井市自然体験交流推進協議会 会長 前川 勝己	2020子ども夏の自然体験活動(20ふくい夏のさとやまキャンプ)	・都市部の子どもたちが里山での自然体験や文化体験を通じて子ども達の生きる力を育む。(全コース) ・テント泊や野外炊飯などキャンプ生活の基本を体験する。(全コース) ・恐竜博物館で恐竜の生きていた時代の様子に触れるとともに、地球の成り立ち、日本の成り立ちを学び、子どもたちの科学する心を育てる。(恐竜コース) ・参加者 小学1年生～中学3年生 ①森海コース 24名 ②キャンプコース35名×2組 ③恐竜コース35名 計129名	令和2年 ①森海コース 7月23日(木)～26日(日) ②キャンプコース 1組8月5日(水)～7日(金) 2組8月8日(土)～10日(月) ③恐竜コース 8月11日(火)～13日(木) ④ふりかえり会 9月20日(日)	①森海コース 美山リズムの森、福井市芦見地区、越廼海水浴場 ②キャンプコース 美山リズムの森、福井市芦見地区 ③恐竜コース 美山リズムの森、福井市芦見地区、かつやま恐竜の森 ④ふりかえり会 アイプラザー一宮(予定)	①森海コース 31,000円 ②キャンプコース 1・2組 20,000円 ③恐竜コース 22,000円 ④ふりかえり会 無料	(6)

一宮市教育委員会後援名義使用許可申請

(生涯学習課)

受付番号	申請者	事業名	内容	実施日	開催場所	参加料	許可基準
72	特定非営利活動法人 響愛学園 理事長 こじま まりこ 児島 真里子	マーシー音楽発表会	障がいを抱える子どもたちの合唱、ピアノ、バイオリンなどの発表会	7月19日(日)	江南市民文化会館	無料	(4) (6)
73	株式会社 平安閣 代表取締役 つちだ まさき 土田 誠樹	「ありがとうを贈ろう。」キャンペーン	「ありがとう」に関するメッセージを募集し、その中から選出した100作品ほどを掲載した「ありがとうの本」を制作。名古屋市・一宮市などの小学6年生および希望者に配布。	5月1日(金) ～ 8月31日(月) (募集期間)	—	無料	(6)
74	一宮音楽家協会 会長 くの いさお 久野 以早夫	第38回 一宮音楽家協会 サロンコンサート	歌とピアノ等の演奏会	5月17日(日)	一宮スポーツ文化センター	無料	(3) (6)
75	家庭倫理の会一宮市 会長 こじま かずよ 小島 和代	子育てセミナー	「和やかな家庭づくり」をテーマとしたセミナー	5月21日(木)	一宮市民会館	有料 300円	(6)
76	社会医療法人 大雄会 理事長 いとう しんいち 伊藤 伸一	第11回市民公開講座	「すこやかな人生のために」をコンセプトとする講演会	6月6日(土)	一宮市民会館	無料	(7)
77	一般財団法人 言語 交流研究所 ヒッポファミリークラブ 代表理事 すずき けんし 鈴木 堅史	講座&ワークショップ「世界に通じることばと心の育て方」	多言語環境の体験をもつ講師による講座とワークショップ	6月7日(日) ・14日(日) ・20日(土)	一宮市民活動支援センター(6/7) i-ビル(6/14) 一宮スポーツ文化センター(6/20)	無料	(6)

一宮市教育委員会後援名義使用許可申請

(スポーツ 課)

受付番号	申請者	事業名	内容	実施日	開催場所	参加料	許可基準
56	愛知パラ陸上競技協会 理事長 かわい しょうじ 河合 正治	2020 愛知パラ 陸上競技フェ スティバル	100m・200m・400m・ 800m・1,500m・4×100 リレー、走幅跳、砲丸 投 やり投	6月21日(日)	いちい信金ス ポーツセンタ ー	無料	(1) (4) (6)
57	一宮市ショートテニ ス協会 会長 ふたむら やすふみ 二村 康文	第7回東海 スポンジボ ールテニス 大会	フリーの部、シル バーの部、ゴール ドの部による団体 戦	5月24日 (日)	一宮市総合体 育館 DIADORA アリーナ	1チーム 5,000円	(7)
58	愛知県一宮総合運動 場 場長 もり きよし 森 清	第28回早起 軟式野球 大会	予選は5チームに よるブロック別リ ーグ戦、各ブロッ ク1位4チームに よる決勝トーナメ ント戦	年4月5日 ～7月26日 毎週日曜日 (5月3日 を除く)	いちい信金 スポーツセ ンター野球 場	1チーム 22,000 円	(4) (6)
59	愛知県一宮総合 運動場 場長 もり きよし 森 清	令和2年度 春季はじめてのヨガ教 室	一般男女を対象に 全10回開催。 定員各コース10 名	・日曜コー ス4月12日 ～7月5日 毎週日曜日 (5月3 日、24日、 6月21日 を除く) ・木曜コー ス4月16日 ～7月2日 毎週木曜日 (4月30 日、5月7 日を除く)	いちい信金 スポーツセ ンター 会 議室	各コー ス 1人 6,700円	(4) (6)

一宮市教育委員会後援名義使用許可申請

(スポーツ 課)

受付番号	申請者	事業名	内容	実施日	開催場所	参加料	許可基準
60	愛知県一宮総合運動場 場長 森 清	令和2年度春季ジュニアテニス教室	小学生を対象に全10回開催。 定員25名	4月11日～6月20日の毎週土曜日(5月2日を除く)	いちい信金スポーツセンター テニスコート	1人 6,500円	(4) (6)
61	愛知県一宮総合運動場 場長 森 清	令和2年度春季ジュニアソフトテニス教室	小学生を対象に全10回開催。 定員25名	4月11日～6月20日の毎週土曜日(5月2日を除く)	いちい信金スポーツセンター テニスコート	1人 6,500円	(4) (6)
62	愛知県一宮総合運動場 場長 森 清	令和2年度春季テニス教室	一般(18歳以上、高校生を除く)対象に全10回開催。 定員各コース20名	・月曜コース 年4月13日～6月22日 毎週月曜日(5月4日を除く) ・金曜コース 4月10日～6月19日 毎週金曜日(5月1日を除く)	いちい信金スポーツセンター テニスコート	1人 7,500円	(4) (6)
63	一宮市バレーボール協会 会長 加藤 一代	令和2年度一宮地区・尾西地区「小学生バレーボールクラブ」教室	土曜日を活用し学校外活動の一環として、バレーボールの教室、大会を開催する。 ①一宮地区 市内小学校1年生から6年生の男女を対象とする。 ②尾西地区 小学校2年生から5年生の男女を対象とする。	①令和2年5月2日(土)～令和3年3月27日(土) ②令和2年5月9日(土)～令和3年3月27日(土)	①一宮地区 市内各小学校屋内運動場 ②尾西地区 起小学校屋内運動場	①年会費1人 4,000円 ②年会費1人 7,000円	(3) (6)